

基山町立地適正化計画の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
			第2章 都市の現況分析・課題整理 (6) ①浸水想定区域（計画規模）__P70 「町内を流れる秋光川、山下川について…30年に1度の発生する降雨（6時間総雨量126mm）」との表現ですが、町民に対しては1時間〇〇mmという表現（時間雨量）の方がわかりやすいのではないのでしょうか。 （町民の雨量情報としては、テレビ・新聞等でも1時間雨量とか24時間雨量を使用されており、6時間雨量と表記されても町民の理解が困難ではないのでしょうか） 一般的な雨量の表現方法は、その流域の大きさにより表現方法を変えます。流域面積が小さい場合（秋光川や山下川など町内を流下する河川）は1時間雨量で表記する方法が適切であると考えます。 （注意）河川の計画規模は、確率1/30規模ですが、降雨（6時間総雨量126mm）という表現ではないと思います。佐賀県へ確認されること。	佐賀県が作成した「筑後川水系秋光川洪水浸水想定区域（計画規模）」を引用しており、表記方法についても佐賀県の表記に合わせております。
			(6) ②浸水想定区域（想定最大規模）__P71 この図では、秋光川、山下川の浸水区域が表記されていますが、高原川流域に対しては浸水区域がありません。これは、高原川流域に最大規模の雨量（621mm）が降っても浸水しないと考えられているのでしょうか。 私が（621mmに対する）概略計算すると高原川では流下できなく、一部の地域では浸水するような流水状態になるようですが。・・・確認をお願いします。	「基山町洪水・土砂災害ハザードマップ」の対象河川は佐賀県が管理する水位周知河川となっており、高原川は対象外となっているため、浸水想定がなされておられません。 今後高原川の浸水想定区域調査がなされたときは、本計画の見直し時期に合わせて、調査結果の反映を検討いたします。
			4. 課題点の整理「災害」__P84 最大規模の雨量があった際には、基山駅南エリアが浸水リスクあると表記されていますが、基山駅の北、高原川の国道3号の上流も浸水すると思われますが、町では浸水しないと判断されているのでしょうか。・・・確認をお願いします。	

基山町立地適正化計画の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
			第3章 都市づくりの基本方針 (1) ①基山町の将来像「アイが大きい基山町」__P88 「アイ」という表現が何を意味しているのか、町民に何を言いたいのか意味が通じるのでしょうか。職員の方もきちんと理解して使用されているのでしょうか。	「アイが大きい基山町」は、第5次基山町総合計画で掲げている基山町が目指す将来像で、基山の誇りである「アイ」を大切に、住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山を目指して、まちづくりを行っております。

基山町立地適正化計画の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
1	メール	令和3年2月15日	第5章 居住誘導区域の設定 1. (2) ②居住誘導区域から除外すべき視点__P116 「浸水想定区域」(河川) 説明文「・・・実松川において・・・河川改修工事が行われており・・・」 現在は、まだ河川改修工事は行われていないのではないのでしょうか・・・現在は河川拡幅に伴い用地確保等のための用地補償(用地確保)作業が進められている状態と思います。 説明文「・・・浸水リスクは低減していると考えられます・・・」との表記ですが まだ改修工事は進められていない改修工事は完成していないので、浸水リスクは低減しているとは言えないのではないのでしょうか。 何をもち浸水リスクは低減していると判断されたのか教えてください。 説明文「・・・垂直避難が可能な避難施設の整備により・・・」との表記ですが まず“垂直避難”という表現が町民には理解が困難と思われます。このような専門用語を使用する場合は(注記として用語の説明を入れたほうが町民にわかりやすいと思います/さらの町の担当者も理解されていないと思われます)。それと、“垂直避難が可能な避難施設の整備”とは、具体的にどのような施設を整備されるのか教えてください。	実松川に関しては、河川の浚渫や堰の撤去といった改修はすでに実施されておりますので、わかりやすく表記するようにいたします。 垂直避難については、用語の説明を追加いたします。
			第8章 防災指針の設定 「最大規模の降雨があった際・・・図によると秋光川が河岸浸食範囲」として表記されていますが、他の河川(山下川、実松川、高原川)は河岸浸食しない(表記がない)と考えられているのでしょうか。 町の基本的な考え方を教えてください。	山下川、実松川については、河岸浸食の予測がなされていないため、表記しておりません。 高原川については、調査対象外となっているため、河岸浸食の表記がなされておりません。 今後高原川の調査がなされ、河岸浸食の予測が出た場合は、本計画の見直し時期に合わせて、調査結果の反映を検討いたします。

基山町立地適正化計画の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
			第2章と第6章の関連性 第2章：「災害」（p84）に対する課題が抽出されています。この中で“アンダーパス”が課題として表記されています。しかし、第6章の「誘導施策」では、“アンダーパス”の課題に対する施策が表記されていない。 また、「災害」（p84）では、「・・・避難の際に、秋光川や山下川を渡る必要がある」と表記されているが、一方では、「洪水マップ」では、秋光川は全川が“河岸浸食範囲”となっている。この「河岸浸食」とは護岸や橋梁等が崩壊して秋光川を渡ることができないことです。（秋光川南の地域の方の避難に関する）課題と施策を精査（チェック）されることです。	第6章「誘導施策」人口-⑥ 災害リスクが指摘されている箇所への対応に関する表記を修正しました。
			その他 この計画で使用されている「洪水ハザード・マップ」について 浸水対策に対する計画・誘導等は、この「マップ図」を基本に考えられているようです。 しかし「マップ図」は、“浸水区分”に対して多くのミス（間違い）あるようですが、そのことは町の担当者は気づいておられるのか疑問です。基本となるマップが間違っておれば計画・誘導の方針も間違ったものになると考えます。 「マップ図」に対する確認をされて、間違いがあるのか、無いのか町の担当者の見解を教えてください。	基山町洪水・土砂災害ハザードマップは、佐賀県から提供されたデータを正確に掲載しております。
			報告書は、コンパクトにまとめられているようですが、業者に任せるのではなく、よく現場を調査し、現実を把握し方針を立案されることを希望します。 業者を選定される場合は、専門技術者が担当されるように希望します。 今回の計画書を拝見すると、専門技術者ではない方が作成されているように思われます。 わかりやすいご回答をお願いします。	本計画の策定にあたっては、庁内の関係課長で構成される検討委員会及び有識者や農業、福祉、交通等様々な分野からの関係者で構成される専門部会からのご意見を反映しております。 また、委託業者の選定にあたっては、直近2年間に他市町で立地適正化計画策定の実績があるところで入札しており、管理技術者及び照査技術者は技術士（総合技術管理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、本業務においても有資格者が管理技術者及び照査技術者として専任されています。

基山町立地適正化計画の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
2	持参	令和3年2月16日	策定中の立地適正化計画は、自然環境への満足度や町民の夢、将来への希望が盛り込まれず、人口減少への対応と行政の効率化を強く感じます。 基山町は市街化区域と市街化調整区域の線引きで乱開発を抑制し、良好な生活環境を維持している中で、近年の少子高齢化で農村・中山間地では人口減少と空き家が顕著になってきたとはいえ、まだまだ活力ある地域コミュニティが形成されています。 まず、その点を尊重した立地適正化計画策定を強く望み、以下の点についてコメントします。	
			1. 都市機能誘導区域の設定で、基山駅周辺は基山駅周辺と商業施設周辺に分けてはどうか？基山駅周辺の機能と長野地区の商業施設周辺の機能は役割が違うと思いますし理解しやすいと思います。	国が示している都市機能誘導区域の望ましい区域像としては、駅、バス停、公共施設等から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、地域としての一体性を有している区域が掲げられております。 ドラッグストアやスーパーが立地する長野地区の商業施設周辺は鉄道駅がないため、基山駅周辺と一体的に都市機能誘導区域として設定し、連続的な賑わいを持たせることとしております。
			2. 新たな基山駅周辺への誘導施設に教育・文化機能としての文化ホールを誘致したらと思います。中心市街地の活性化を図る上でも観客数200人程度規模の多機能文化ホールは老若男女問わず利用されるのではと思います。文化ホール自体は公共施設として町が建設し、指定管理者を町内まちづくり団体をお願いするのを提案します。	都市計画マスタープランでは基山駅周辺は「生活交流拠点」、基山町役場周辺が「行政文化交流拠点」として位置付けられているため、文化ホールは基山町役場周辺の誘導施設として設定しております。
			3. 居住誘導区域の設定は、基山町発展の可能性を阻害しないか危惧します。特に基山駅半径1キロ圏内で該当しない領域が広すぎると思います。また、けやき台駅及び弥生が丘駅周辺の市街化調整区域の地区計画による開発行為が鈍化することに危惧します。市街化調整区域を計画に盛り込めないのは理解しますが、別の方策も検討できないのでしょうか？	市街化調整区域であっても交通利便性が高く、都市基盤が整備された箇所については、佐賀県と協議しながら状況に応じて市街化区域への編入等を検討してまいります。
			4. 計画策定に伴う届出制度で、強制力はないといわれますが調整が不調に終わった場合、勧告ができるようになっていきます。おのずと強制になるのではと危惧します。	届出制度はあくまで居住や誘導施設等の立地を緩やかに誘導するため、施設や住宅開発等の動きを把握するためのものであると考えております。そのため、積極的に勧告を行うものではありません。
			5. 20年後、場合によっては30年後の基山町が安住の地として選ばれ、先祖代々守り続けた住民が安心して生活できる立地適正化計画になることを求めます。	町民の皆様が20年後、30年後も安心して基山町に住み続けることができるように、たとえ人口が減少しても持続可能な都市構造を構築するため本計画を策定しています。 そのため、5年ごとの効果検証や必要に応じた計画の見直しを行い、効果目標に掲げている「これからも基山町に住み続けたいと思う町民の割合」90%（令和22年時点）が達成できるよう遂行してまいります。